

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

令和2年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は222隊、救急車保有台数は266台（うち非常用43台）、救急隊員は3,322人（うち専任隊員は1,303人、兼任隊員は2,019人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,267人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

令和元年中の県内救急出場総件数は342,184件で、前年に比べ11,142件増加した。これを事故種別で見ると、急病220,200件（64.4%）、一般負傷49,798件（14.6%）、交通事故22,392件（6.6%）の順となる。

また、救急搬送人員は301,788人で、前年に比べ7,979人増加した。

これは、県内において約1分32秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約21人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

令和2年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は57隊（うち救助隊10隊、特別救助隊35隊、高度救助隊11隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は55台である。

また、救助隊総隊員数は911人（うち救助隊員133人、特別救助隊員582人、高度救助隊員180人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、第6-2表参照）

4. 救助業務実施状況

令和元年中の県内救助活動総件数は2,976件で、前年に比べ105件増加した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故1,252件（42.1%）、交通事故461件（15.5%）、火災262件（8.8%）の順となる。

また、救助人員は2,446人で、前年に比べ215人増加した。（第7表参照）